

事務連絡
令和2年12月1日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「オンライン資格確認」の導入に向けて、医療機関・薬局のシステム整備等を支援する医療情報化支援基金について、「オンライン資格確認」の開始に向けたお知らせ並びにマイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進のお知らせについて(協力依頼)(令和2年3月4日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡)等において、お知らせにご協力いただいていたところでした。

今般、新型コロナウイルス感染症による医療機関・薬局の経営状況への影響が及ぶ中、多くの医療機関・薬局で「オンライン資格確認」を導入していただくため、医療情報化支援基金において、医療機関・薬局に対する追加補助を行うこととしました。

つきましては、下記にご配慮の上、医療情報化支援基金の活用について、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 オンライン資格確認の導入に向けた追加補助について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について(令和2年11月30日付保連発1130第1号。別添1参照)において、オンライン資格確認の導入に向けた追加補助が定められました。

令和3年3月までに、オンライン資格確認システムの導入準備として顔認証付きカードリーダーの申請を行った医療機関・薬局に対しては、構築に要した費用(オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末の購入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等)について、一定の補助上限までは定額補助を行うこととします(概要は別添2参照)。

※ 追加補助の詳細を説明する動画を厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)にて掲載しております。

2 オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引きについて

社会保険診療報酬支払基金が開設する「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/>)において、「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」(別添3)を掲載しました。

当該手引きでは、オンライン資格確認を導入するにあたって必要となる申請手続きや導入作業の詳細をまとめており、導入を検討・予定されている医療機関で活用いただきたく、会員の皆様にお知らせいただくようお願い申し上げます。

3 「オンライン資格確認」の導入に向けた説明会について

「オンライン資格確認」の導入に向けた周知広報として、医療関係者が集まる場がございましたら、厚生労働省の職員を派遣し「オンライン資格確認」の説明をさせていただきます。 (医療関係者がリモートで集まる機会においても説明をさせていただきます。)

また、オンライン資格確認についての説明用資料を会員の皆様に提供いただける機会がありましたら、説明用資料の媒体を提供させていただきます。

多くの医療機関にできる限り円滑にオンライン資格確認システムを導入していただけるよう、上記のような機会がございましたら、【問い合わせ先】へご連絡いただきたくお願い申し上げます。(各地域の会員の方々から直接ご連絡いただいても結構です。)

- * 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防ぐため、開催にあたっては、感染の状況等を見ながら判断いただけますと幸いです。まず日程等の調整をした上で、開催日が近づいた時点で開催の可否をご判断いただいで結構です。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先まで遠慮なくご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

保連発 1 1 3 0 第 1 号

令和 2 年 11 月 30 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

(公 印 省 略)

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 2 年 7 月 3 日保連発 0703 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 2 年 6 月 12 日から適用することとしたので、通知する。

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="62 183 145 209">別紙</p> <p data-bbox="360 357 815 383">医療提供体制設備整備交付金実施要領</p> <p data-bbox="91 461 291 486">第1～第4（略）</p> <p data-bbox="91 531 495 557">第5 事業を実施する場合の条件</p> <p data-bbox="125 564 1115 660">1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。</p> <p data-bbox="136 668 1115 836">(1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、<u>実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。</u></p> <p data-bbox="136 844 358 869">(2)～(6)（略）</p> <p data-bbox="125 877 264 903">2～4（略）</p> <p data-bbox="91 948 297 973">第6～第14（略）</p> <p data-bbox="91 1026 360 1051">別表1-1～別表3（略）</p>	<p data-bbox="1135 183 1218 209">別紙</p> <p data-bbox="1435 357 1890 383">医療提供体制設備整備交付金実施要領</p> <p data-bbox="1167 531 1570 557">第5 事業を実施する場合の条件</p> <p data-bbox="1200 564 2190 660">1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。</p> <p data-bbox="1211 668 2190 836">(1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し<u>なければならないこと。</u></p>

新

旧

附則

第1 特例補助

令和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2(1)、(2)又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した保険医療機関等にあつては、特例として第3の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。

1 第7の申請手続きにおいて、第2の1(2)に係る補助金については、別紙特例様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。

2 1の補助金額は、第2の1(2)に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)

病院

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、 <u>210.1万円まで</u>
顔認証付きカードリーダー2台の場合	補助限度額は、 <u>200.2万円まで</u>
顔認証付きカードリーダー3台の場合	補助限度額は、 <u>190.3万円まで</u>

大型チェーン薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、 <u>42.9万円まで</u>
-------------------	-------------------------

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、 <u>42.9万円まで</u>
-------------------	-------------------------

※金額はいずれも税込み。

別 紙

医療提供体制設備整備交付金実施要領

第5 事業を実施する場合の条件

1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。

- (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けずに、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 支払基金の理事長の承認を受けて（2）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 事業に係る収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

- (6) (1)～(5)の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5年）に応じた残額）及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。
- 2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から支払基金に納付があった場合には、

その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- 3 支払基金が、この基金を財源の全部又は一部として、第2の3に係る事業を実施する場合には、支払基金に対し1（2）～（5）に規定する条件を付すものとする。この場合において、これらの規定中「支払基金の理事長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「支払基金」とあるのは「国」と読み替えて適用するものとする。
- 4 支払基金は、第2の2及び3に係る事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、別紙様式1により厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

附則

第1 特例補助

令和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2(1)、(2)又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した保険医療機関等にあつては、特例として第3の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。

- 1 第7の申請手続きにおいて、第2の1(2)に係る補助金については、別紙特例様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。
- 2 1の補助金額は、第2の1(2)に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)

病院

顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、210.1万円まで</u>
顔認証付きカードリーダー2台の場合	<u>補助限度額は、200.2万円まで</u>
顔認証付きカードリーダー3台の場合	<u>補助限度額は、190.3万円まで</u>

大型チェーン薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、42.9万円まで</u>
-------------------	------------------------

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、42.9万円まで</u>
-------------------	------------------------

※金額はいずれも税込み。

別紙特例様式 1

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード		点数表コード	
医療機関コード			

保険医療機関名称 _____

開設者氏名 _____

所在地 〒 _____

電話番号 _____

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(顔認証付きカードリーダーを1台申請した病院用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		210.1万円	円

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

- *補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
- *記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
- *都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

別紙特例様式 2

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード			点数表コード	
医療機関コード				

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(顔認証付きカードリーダーを2台申請した病院用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則第1の1に定める追加補助を申請する場合

顔認証付きカードリーダー提供申請日	実施要領第2の1(2)に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		200.2万円	円

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

- *補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
- *記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
- *都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

別紙特例様式 3

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード			点数表コード	
医療機関コード				

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(顔認証付きカードリーダーを3台申請した病院用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則第1の1に定める追加補助を申請する場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		190.3万円	円

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

- *補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
- *記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
- *都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

別紙特例様式 4

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード		点数表コード	4
薬局コード			

保険薬局名称 _____

開設者氏名 _____

所在地 〒 _____

電話番号 _____

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(大型チェーン薬局[※]用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則第1の1に定める追加補助を申請する場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		42.9万円	円

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

- *補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
- *記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
- *都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。
- ※大型チェーン薬局とは、医療提供体制設備整備交付金実施要領の「第4 大型チェーン薬局の処方箋の受付回数に係る取扱い」の規定に該当する保険薬局です。

別紙特例様式 5

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード			点数表コード	
医療機関等コード				

保険医療機関等名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(診療所又は薬局用 (大型チェーン薬局[※]を除く。))

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則第1の1に定める追加補助を申請する場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		42.9万円	円

※千円未満切り捨て
※税込金額を記載

- *補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
- *記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
- *都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。
- ※大型チェーン薬局とは、医療提供体制設備整備交付金実施要領の「第4 大型チェーン薬局の処方箋の受付回数に係る取扱い」の規定に該当する保険薬局です。

別紙様式 3 (1)

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名
開設者氏名

様

社会保険診療報酬支払基金理事長

顔認証付きカードリーダーの提供決定通知書

顔認証付きカードリーダーを、下記のとおり提供することと決定したので、通知します。

記

- 1 提供する顔認証付きカードリーダー
- 2 顔認証付きカードリーダーは、医療提供体制設備整備交付金実施要領の第5に掲げる事項を条件として提供するものです。
- 3 その他

別紙様式 3 (2)

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名
開設者氏名

様

社会保険診療報酬支払基金理事長

オンライン資格確認等の導入に必要となる資格確認端末
の購入等に係る補助金交付決定通知書

オンライン資格確認等の導入に必要となる資格確認端末の購入等に係る補助金
については、下記のとおり交付することと決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の決定額 金 円
- 2 この補助金の額の算定は、医療提供体制設備整備交付金実施要領の第3及び附則に定める交付額の算定方法により行うものです。
- 3 この補助金は、医療提供体制設備整備交付金実施要領の第5に掲げる事項を条件として交付するものです。
- 4 その他

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

【見直し前】

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用への補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	基準とする事業額42.9万円を上限に、その1/2を補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、その3/4を補助
	基準とする事業額210.1万円を上限に、その1/2を補助	基準とする事業額200.2万円を上限に、その1/2を補助	基準とする事業額190.3万円を上限に、その1/2を補助		

【追加的な導入支援策】

その他の費用の補助内容	基準とする事業額210.1万円を上限に、 実費補助	基準とする事業額200.2万円を上限に、 実費補助	基準とする事業額190.3万円を上限に、 実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、 実費補助
※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局 を対象とする				

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院3台まで、診療所等1台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 1/2 を補 助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 3/4 を補助
	105万円を上限に補 助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その 1/2 を補 助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その 1/2 を補 助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その 1/2 を補 助		

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

令和3年3月スタート

オンライン資格確認導入に向けた 準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年11月
厚生労働省保険局

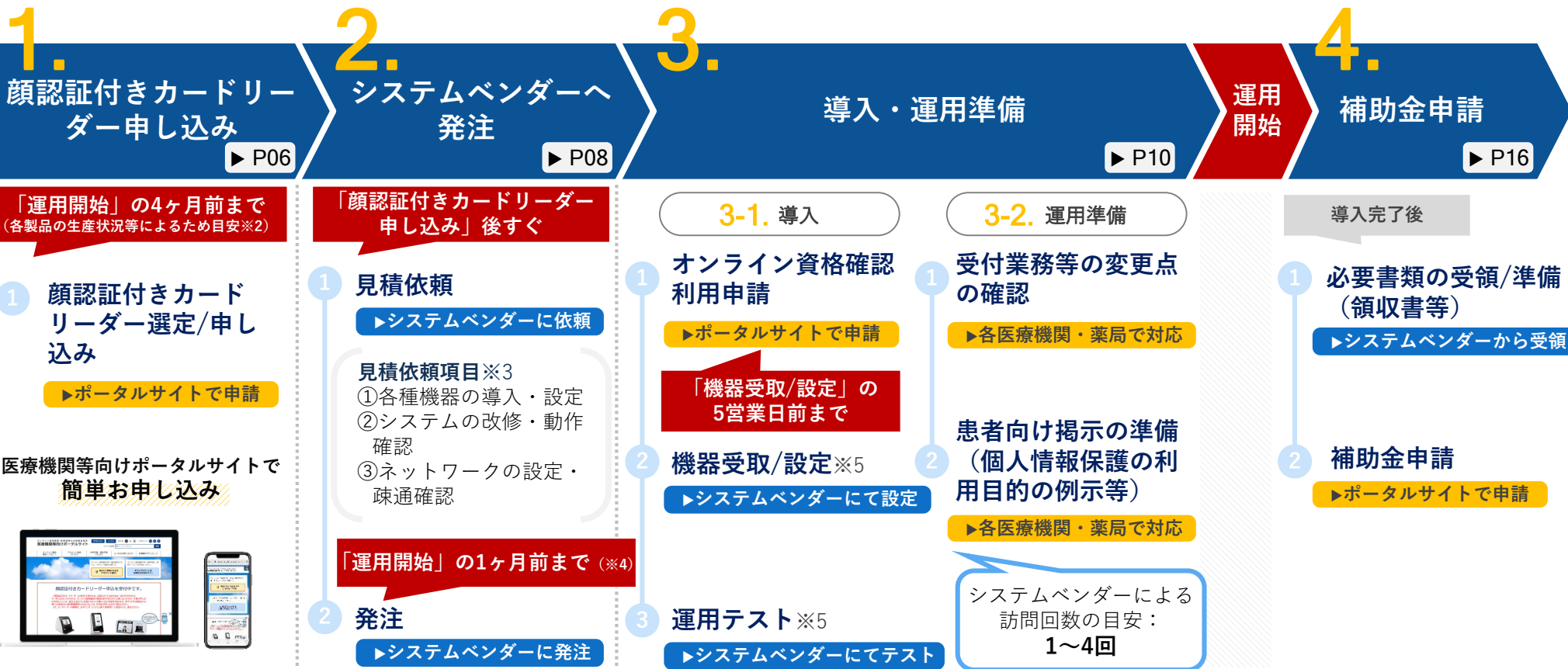
オンライン資格確認の
導入にご協力ください！



シカク君

準備作業のステップ

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。
 顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダー（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者※1）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでの顔認証付きカードリーダーのお申し込み/システムベンダーへの発注をお願いいたします。

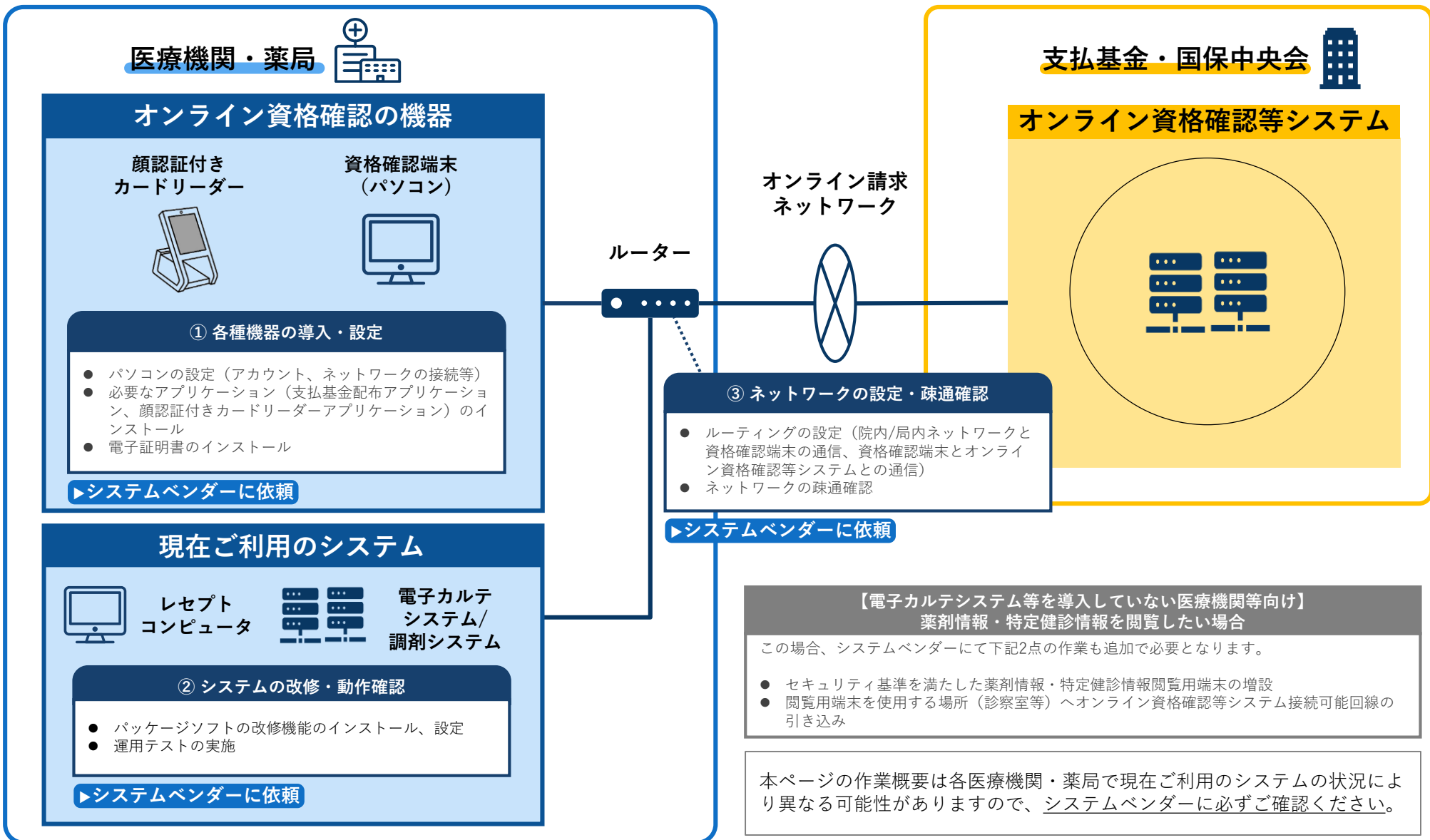


※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。
 ※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください
 ※3：見積依頼項目の内容については次ページをご参照ください。なお、システムベンダーの契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。
 ※4：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。
 ※5：立会い有無など必要な対応が異なる場合があるため、システムベンダーにご確認ください。

なお、上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。
 大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システムベンダーへご確認ください。

〈参考〉システムベンダーに依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記①～③を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。



準備作業を始める前に

医療機関等向けポータルサイトアカウント登録



医療機関等向けポータルサイトアカウント登録

- 1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

- 1 見積依頼
- 2 発注

- | 導入 | 運用準備 |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 オンライン資格確認利用申請2 機器受取/設定3 運用テスト | <ol style="list-style-type: none">1 受付業務等の変更点の確認2 患者向け掲示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等） |

- 1 必要書類の受領/準備（領収書等）
- 2 補助金申請





まずは
アカウント登録！

オンライン資格確認に係る各種申請をするには
**医療機関等向けポータルサイトでの
アカウント登録**が必要です。

アカウント登録がお済みでない方は、下記のURLからポータル
サイトへアクセスしてアカウント登録を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト

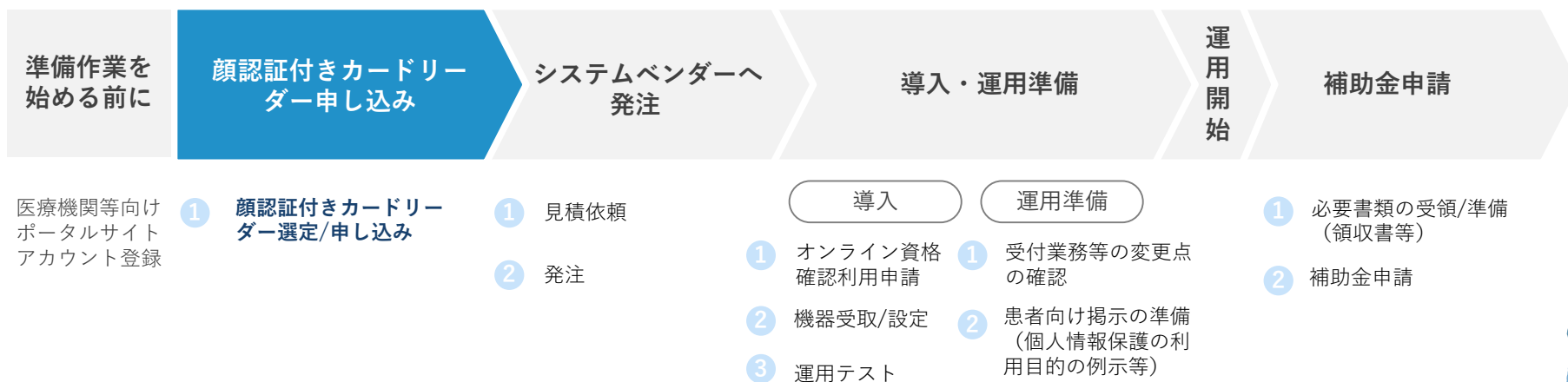


<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

アクセスはこちらからも可能です ▶



1. 顔認証付きカードリーダー申し込み



1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

「運用開始」の4ヶ月前まで
(各製品の生産状況等によるため目安※2)

顔認証付きカードリーダーを3社から選ぶ

- 医療機関等向けポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」にて、製品紹介動画等を閲覧の上、いずれの製品を希望するか、検討してください。

▼顔認証付きカードリーダーは下記の3社の製品から選べます。※1

顔認証付きカードリーダーカタログにてサイズや機能をご確認の上、お選びください。製品の選定に迷う場合は、システムベンダーにご相談ください。



富士通Japan
株式会社



パナソニック システムソリューションズ
ジャパン株式会社



株式会社アルメックス

「顔認証付きカードリーダーカタログ」は下記よりご覧ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/application/post-6.html>

※1：令和2年11月現在。

※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください

顔認証付きカードリーダー申し込み

▶ポータルサイトで申請

- 医療機関等向けポータルサイトにて、必要事項（希望する製品等）を入力し、申し込みを行ってください。

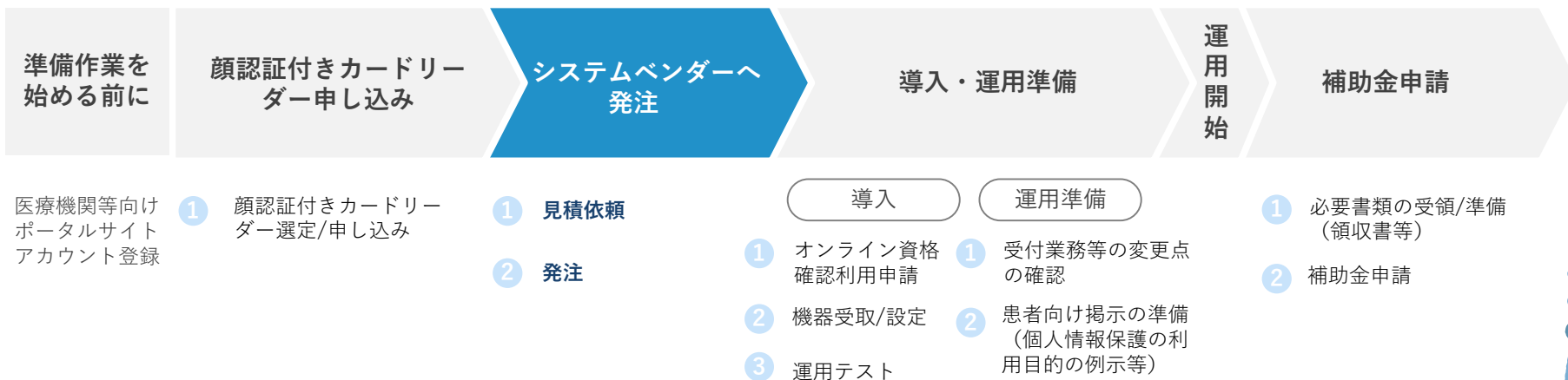
申し込みは医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の1. 顔認証付きカードリーダー申し込みから行えます。



ポータルサイトで
申し込み

利用申請・補助申請される方 > 1. 顔認証付きカードリーダー申し込み
<https://shinsei.iryohokenjyoho-portal-site.jp/pc/enquete/face/>

2. システムベンダーへ発注



「顔認証付きカードリーダー
申し込み」後すぐに依頼

1

見積依頼

▶システムベンダーに依頼

- システムベンダーにおいてP.2に示すような作業が必要となります。まずはシステムベンダー※1にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

システムベンダーへお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期（令和3年3月、できるだけ早く、等）
- 顔認証付きカードリーダーの製品名（申し込み済みの場合）

見積提示にあたってシステムベンダーから各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは下記の通りです。

システムベンダーからの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否 ※2
- オプション機能の要否 ※3
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※4

※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。

※2：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。

※3：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。

※4：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。

P18〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。

※5：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。

2

発注

「運用開始」の1ヶ月前まで※5

▶システムベンダーに発注

- 提示された見積をご確認の上、システムベンダーへの発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

システムベンダーにおいては、機器準備や導入作業要員の手配が必要のため、発注から運用開始まで少なくとも1ヶ月程度はかかります。実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システムベンダーとよくご相談ください。

3. 導入・運用準備



1

オンライン資格確認利用申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

必要情報の確認

- オンライン資格確認の利用申請には以下の情報が必要となりますので事前にご確認ください。

申請時に必要となる情報

- 電気通信回線種別（IP-VPN接続方式・IP-sec+IKE接続方式のいずれか）※1
- お客さまID（IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合※1）
- オンライン資格確認の利用開始予定年月
- 運用テスト開始予定年月（決定している場合）

ポータルサイトで申し込み

▶ポータルサイトで申請

- **オンライン資格確認利用申請**を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の**2. オンライン資格確認利用申請**から申請可能です。

続けて
申請

- **電子証明書発行申請**
 - 「**オンライン資格確認利用申請**」完了後に**電子証明書の発行画面へ進みます**。
 - オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。

ポータルサイトで
申し込み

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/application/post-4.html>

対象者
のみ

- **レセプトのオンライン請求申請（導入していない方のみ）**
 - オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請が可能です。

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。
P18〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。

2

機器受取/設定

事前準備

- システムベンダーによる機器設定作業の前に、**下記の準備事項**をご確認ください。

機器設定前の準備事項

- **顔認証付きカードリーダーの受け取り**
(支払基金より配送月の前月上旬に配送通知を行います。)
- **電子証明書 通知書 (簡易書留) の受け取り**
(機器設定作業の5営業日前までに電子証明書発行申請を完了してください。電子証明書通知書は右記の機器設定作業の前までに必ずお受け取りください。)



※イラストはイメージです

システムベンダーによる 機器設定作業の受入れ

▶システムベンダーにて設定

- 機器設定作業にあたり、システムベンダーの現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。

システムベンダーによる作業内容 (例)

- パソコン等の設定作業
- ルーター等のネットワーク設定作業 (配線工事含む)
- ネットワークの疎通確認
- レセプトコンピュータ等の機能追加

3 運用テスト

システムベンダーによる運用テストの受入れ

▶システムベンダーにてテスト

- 全ての導入作業完了後、**正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」**をシステムベンダーが行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。

1

受付業務等の変更点の確認

導入後の業務の理解

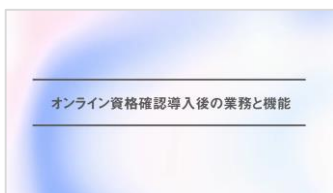
自施設における変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向けポータルサイトに掲載の動画【導入後の業務と機能編】、運用マニュアル等で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。

システムベンダーより操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

動画



運用マニュアル



β版（暫定版）
公開中

- オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点の確認を行ってください。

具体的な作業内容例

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定」の準備※1

トップページ > オンライン資格ってなに？

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/>

トップページ > 各種資料ダウンロード > オンライン資格確認 利用規約・マニュアル等

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/53df93ec6fb30f2fd8a16c028458b627_3.pdf

※初版は令和2年11月末に医療機関等向けポータルサイトで公開予定です。

※1：厚生労働省HPに掲載の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」をご確認いただき、自施設に合わせて内容をご検討ください。作成にあたり技術的に不明な点がある場合は、システムベンダーへご相談ください。

「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679713.pdf>

2

患者向け揭示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

「個人情報保護の利用目的」の更新

▶各医療機関・薬局で対応

- 「個人情報保護の利用目的」の更新を行ってください。

患者向けに揭示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となります。

オンライン資格確認利用開始後の「個人情報保護の利用目的」の更新内容については、令和3年2月頃厚生労働省ホームページにて公開予定です。

ポスター・ステッカーの掲示

▶各医療機関・薬局で対応

- オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行ってください。

ポスター・ステッカーは顔認証付きカードリーダーを申込済の医療機関・薬局に送付予定です。

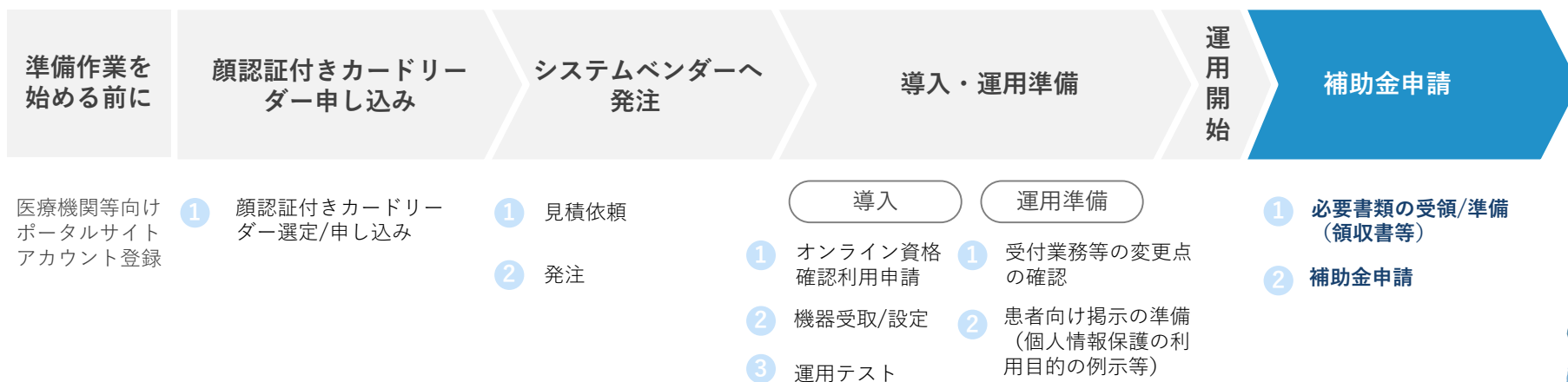
ポスター



ステッカー



4. 補助金申請



1 必要書類の受領/準備（領収書等）

▶システムベンダーから受領

- システムベンダーより補助金申請に必要な書類を受領してください。

申請時に必要となる添付書類※1

- 領収書（写）
- 領収書内訳書（写）
- オンライン資格確認等事業完了報告書

補助金について詳しく知りたい方は下記をご参照ください。

- 「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の制定について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/post-5.html>
- オンライン資格確認関係補助金申請について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/faq/post-9.html>

※1：申請時に必要となる添付書類の様式の記載方法に関しては、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認関係補助金申請関係様式」をご確認ください。

「オンライン資格確認関係補助金申請関係様式」 <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-4.html>

2 補助金申請

導入完了後

▶ポータルサイトで申請

- **オンライン資格確認関係補助金申請**を行ってください。

補助金申請は、医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の**4.オンライン資格確認関係補助金申請**から申請可能となる予定です。



補助金申請サイト
今後公開予定

オンライン資格確認に係る不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

FAQページ



24時間
対応

- **概要**
FAQは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからFAQのページへアクセスして下さい。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは[こちら](#)

チャットボット



24時間
対応

- **概要**
チャットボットは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧について24時間365日相談できる問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからチャットボットのページにアクセスして下さい。チャットに表示される案内に従って情報を入力・選択することで、知りたい情報が表示されます。



アクセスは[こちら](#)

問い合わせフォーム



- **概要**
問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。



アクセスは[こちら](#)

電話



- **概要**
コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。
- **営業時間:** 平日9:00～17:00
- **電話番号:** 0800-8007121（通話無料）



電気通信回線種別（IP-VPN接続方式/IP-sec+IKE接続方式）

オンライン資格確認は、オンライン請求の回線環境を活用します。ご利用できるネットワークの回線種類は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。まずは、下記の対応表より、ご自身の現在契約されている種別・サービス名をご確認ください。

■ IP-VPN接続方式（光回線に限る）

事業者名	種別
NTT東日本・西日本※1	フレッツ 光ネクスト
	フレッツ 光クロス ※2
	Bフレッツ ※3
	フレッツ 光ライト
	フレッツ 光ライトプラス
中部テレコミュニケーション株式会社（CTC）	ビジネスコミュファ光
株式会社QTnet	BBIQ

■ IP-sec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）

事業者名	サービス名
株式会社NTTPC コミュニケーションズ	IP-Members
株式会社NTTデータ	レセプトオンライン接続サービス (参考：オンライン資格確認向け) オンライン資格確認接続サービス
富士通株式会社	FENICSメディカルグループネットサービス (参考：オンライン資格確認向け) FENICS IIユニバーサルコネクアドバンス メディカルVPN接続サービス（仮称）
三菱電機 インフォメーション ネットワーク 株式会社	セキュアネットワークサービス<レセプト> (参考：オンライン資格確認向け) セキュアネットワークサービス <オンライン資格確認>（仮称）

上記の表は「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」より抜粋しております。詳細は下記のURLよりご確認ください。
「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

※1：NTT東日本・西日本のサービスのうち、ISDN接続方式及びADSLサービスはオンライン資格確認に対応していません。ご利用の場合、ご契約されている（回線）業者へお早めにご相談ください。

※2：フレッツ 光クロスについて令和2年9月1日現在では提供エリアが限られます。

※3：NTT東日本・西日本 Bフレッツは令和3年1月31日サービス終了予定です。ご利用の場合は、ご契約されている（回線）業者へお早めにご相談ください。